



2025年12月5日

各 位

会社名 ヤスハラケミカル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 安原 穎二  
(コード番号 4957 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役 栗本 倫行  
(TEL. 0847-45-3530)

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、2026年2月中旬開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日を設定することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年12月23日（火曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2025年12月23日（火曜日）
- (2) 公告日 2025年12月8日（月曜日）
- (3) 公告方法 日本経済新聞（定款の定めによる）

##### 2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案等について

当社が2025年10月31日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、YAHOO株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、公開買付者が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式並びにワイエス興産有限会社、安原禎二氏、沖津妙子氏、沖津弘之氏及び原田桂子氏（以下、総称して「本不応募合意株主」といいます。）が所有する当社株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しなかった場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上